

お客さま 各位

上越信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および未利用口座の解約について

平素より上越信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない普通預金口座の不正利用を防止するため、令和4年4月1日以降で最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引のない口座を「未利用口座」としてお取扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取扱いさせていただく場合には、一定の条件のもと、「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、対象口座の残高が手数料金額以下となる場合には、残高全額を手数料に充当のうえ、口座を解約させていただきます。

なお、「未利用口座」はあくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない普通預金口座を対象とするものであり、日常的にお預入れまたは払戻し、口座振替等のお取引をされている口座が対象となることはございません。

当金庫は今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

取扱開始日	令和4年4月1日（金）
対象口座	普通預金口座および貯蓄預金口座 ※総合口座・決済用普通預金を含みます。 ※盗難・紛失等によりご利用が停止している口座も対象となります。 ※取扱開始日前の期間は未利用期間（2年以上）に含めません。
手数料額	年間1,320円（税込）
未利用口座となる口座	・令和4年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し等の取引（通帳記帳、該当口座に対する利息付与、本手数料の引落しは含みません）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座が対象となります。 ・ただし、次の口座は対象となりません。（本手数料徴求の対象外） ①該当口座の預金残高が10,000円以上の場合 ②同一店舗内にお預かり資産（定期性預金、保険、国債等）契約がある場合 ③同一店舗内に融資契約（カードローン契約を含む）がある場合
未利用口座に関する取扱い	・未利用口座の対象となった場合には、事前にお届けの住所宛にご案内を発送します。なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内の発送後、一定期間（約3ヶ月）を経過しても口座のご利用または解約がない場合、年に1回本手数料を引き落とします。
口座の解約	・未利用口座の残高が本手数料以下の場合、口座残高全額をもって手数料に充当のうえ、対象口座を自動解約いたします。
注意事項	・手数料のご返却および解約口座の再利用には応じられません。ご了承ください。

以上